

公道における一般的な所持品検査の法的根拠について

位 田 央

〔目次〕

はじめに

第一章 日本における所持品検査の法的根拠

第二章 米国連邦行政法における所持品検査と銃刀法第二四条の二第一項
おわりに

はじめに

二〇二〇年四月、国土交通省は東京五輪・パラリンピックに向けたテロ対策として、鉄道会社による乗客の所持品検査の権限を明確化するために鉄道運行に関する省令を改正する方針を打ち出した。⁽¹⁾その後、実際に同省令である鉄道運輸規程に新たに第二五条の二が設けられ、⁽²⁾列車内での所持品検査が法令上明文化された。所持品検査はテ

口対策として有効な手段の一つとされている。⁽³⁾

ここで、所持品検査とは、「警察官が相手方にその所持品の提示や開示を求め、または警察官が自らこれを開披して調べる行為」⁽⁴⁾とされ、「搜索」とは異なり令状無しで実施されているものである。しかし、一般的に公道で行う所持品検査を規定する法律上の明文の根拠は、日本には存在しない⁽⁵⁾。このような法律上の明文の根拠規定なしに行われている公道での一般的な所持品検査は法治主義に反し違法ではないのかどうかについて、本論文で検討していく。

これまで日本では、所持品検査について法律上の明文の根拠がある場合と、具体的な根拠規定はないものの、警察官職務執行法(以下、警職法と略す)第二条第一項に規定されている職務質問(以下、職質と略す)との関連で実施する場合、もしくは任意性と比例原則が守られていれば、憲法の令状主義に反せず可能とされてきた。前者の法律上の明文の根拠がある場合とは、警職法第二条第四項、銃砲刀剣類所持等取締法(以下、銃刀法と略す)第二条の二第一項、航空法第八六条、及び前述の鉄道運輸規程第二五条の二第一項による場合の四つである。この内、既に鉄道運輸規程に基づく場合は述べているので、残りの三つの場合について簡単に触れておく。

一つ目の警職法第二条第四項⁽⁶⁾は、刑事訴訟法に基づいて逮捕されている者、すなわち現行犯逮捕が令状に基づいて逮捕されている者に対して、その者が凶器を所持していないかどうかを調べることを認めたものであり、逮捕が前提となり、いつでも、誰に対しても行うことができるものではない。二つ目の銃刀法第二四条の二第一項⁽⁷⁾は、銃刀法によって取り締まりの対象とされている殺傷能力のある銃砲刀剣類を所持していると疑われる者に対してのみ、他人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると合理的に判断できる場合においてのみ適用される。三つ目の航空法第八六条⁽⁸⁾は、飛行機に搭乗する直前という限定された場面についてのみ所持品検査(通常、「保安検査」

と呼ばれている⁸⁾を行うことを認めている。

以上のように、現行法制度上は、法律上の明文の根拠があつて令状なしに実施する所持品検査が可能なのは四つの場面に限定されている。それにもかかわらず、警察官はこの四つの場面以外においても所持品検査を公道で実施しているが、そのような所持品検査の法的根拠は何かについて、第一章で検討する。

次に、令状の無い所持品検査について、米国連邦行政法の考え方はどのようになっていくのかについて、合衆国憲法修正第四条に関する判例と「FBI特別捜査官のための法的ハンドブック」(以下、FBIハンドブック)⁹⁾を取り上げて検討する。この米国連邦行政法と日本の考え方を比較することで、日本における今後の公道における一般的な所持品検査の法的根拠のあり方についての示唆を得ていく。

第一章 日本における所持品検査の法的根拠

第一節 所持品検査に関する判例

(1) 米子銀行強盗事件最高裁一九七八年六月二〇日判決

米子銀行強盗事件最高裁一九七八年六月二〇日判決は所持品検査についてのリーディングケースとされている。同事件の事実と最高裁判旨を概観する。

岡山県総社警察署A巡查部長は、一九七一年七月二三日午後二時過ぎ、同県警察本部指令室からの無線により、米子市内において猟銃とナイフを所持した四人組による銀行強盗事件が発生し、犯人は銀行から六〇〇万円余を強

奪して逃走中であることを知った。同日午後一〇時三〇分頃、二人の男が同県吉備郡附近をうろついていたという情報がもたらされ、これを受けたA巡査部長は、同日午後一一時頃から、同署員のB巡査長ら四名を指揮して緊急配備検問を行った。翌二四日午前〇時一〇分ころ、白い乗用車に運転者のほか手配人相のうちの二人に似た若い男達に乗っていたので職務質問を始めたが、その乗用車の後部座席にアタツシユケースとボーリングバッグがあつた。この二人は職務質問に対し黙秘したので容疑を深めた警察官らは、両名を強く促して下車させ、住所、氏名を質問したが二人は返答を拒否した。警察官らは二人が持っていたボーリングバッグとアタツシユケースの開披を求めたが、これも二人からは拒否され、その後警察官らは二人に対し繰り返し右バッグとケースの開披を要求し、二人がこれを拒み続けるという状況が続いた。同日午前一時四〇分ころ、二人の承諾のないまま、B巡査長がその場にあつたボーリングバッグのチャックを開けると大量の紙幣が無造作にはいつているのが見え、引き続きアタツシユケースを開けようとしたが鍵の部分が開かず、ドライバーを差し込んで右部分をこじ開けると中に大量の紙幣がはいつており、被害銀行の帯封のしてある札束も見えた。そこで、二人は強盗被疑事件で緊急逮捕され、その場でボーリングバッグ、アタツシユケース、帯封一枚、現金等を差し押えられた。二人は起訴された。

被告人は明示の意思に反してボーリングバッグを開披したB巡査長の行為を職務質問附随行為として適法であるとした原判決の判断は、警職法第二条第一項の解釈を誤り、ひいては憲法第三五条第一項に違反し、違法収集証拠を本件の証拠とした点において憲法第三一条に違反すると主張した。

最高裁は、「所持品の検査は、口頭による質問と密接に関連し、かつ、職務質問の効果をあげるうえで必要性、有効性の認められる行為であるから、同条項による職務質問に附随してこれを行うことができる場合があると解するのが、相当である。」として、明文の根拠規定がなくても所持品検査が可能であると指摘している。さらに、最

高裁は「所持品検査は、任意手段である職務質問の附随行為として許容されるのであるから、所持人の承諾を得て、その限度においてこれを行うのが原則であることはいうまでもない。」とし、所持品検査は警職法第二条第一項に基づく職務質問の一環として行われるということ、また所持人の承諾が必要であることが原則として要件となると指摘している。しかし、最高裁は続けて、「職務質問ないし所持品検査は、犯罪の予防、鎮圧等を目的とする行政警察上の作用であつて、流動する各般の警察事象に対応して迅速適正にこれを処理すべき行政警察の責務にかんがみるときは、所持人の承諾のない限り所持品検査は一切許容されないと解するのは相当でなく、捜索に至らない程度の行為は、強制にわたらない限り、所持品検査においても許容される場合があると解すべきである」とした。

(2) 米子銀行強盗事件最高裁一九七八年六月二〇日判決について

米子銀行強盗事件最高裁一九七八年六月二〇日判決は、法律の明文の根拠規定がない一般的な所持品検査について、警職法第二条第一項の職務質問の一環として行うことができるとした。ここで同判決が言う「捜索に至らない程度の行為は、強制にわたらない限り」とほどの程度を意味しているのかについて、「例えば、バッグを開けてちらつと中を見るといった程度のものであれば、捜索のように権利・自由を制限するものではない（この程度の一時的制約は、法律の根拠を要する『権利・自由の制限』には当たらない。）から、個別の法律の根拠がなくとも許される場合がある。」⁽¹⁰⁾とする見解がある。この見解はバッグを開けることまで許容しているが、チャックをしていたり、ボタンをかけているバッグを所持人の承諾なく開披するのはプライバシーの侵害の度合いが高く、「権利・自由の制限」に該当すると言えるため、やはり令状が無ければ許されない行為である。⁽¹¹⁾

ところで、本件は猟銃等の武器を用いた銀行強盗犯人が逃走していることに対する緊急配備検問中で起きており、

緊急配備活動中の事件だと言える。本件は強盗事件における逃走中の犯人と疑うに足りる二人に対して行われた職務質問と、その一環としての所持品検査であって、一般的に公道で行われる所持品検査とは状況がかなり異なる事件だと言える。そのような観点から考えると、本件を従来のように一般的な所持品検査のリーディングケースとして認めて良いのか疑問である。

また、この銀行強盗犯人が猟銃やナイフを所持している可能性が高いことも事前に警察官たちは理解していた。そこから「本件対象者らには持凶器の疑いもあるとして、危険防止の観点から承諾なしのバッグ等の点検を許容する余地もあった¹³⁾」との指摘がある。この観点から、本件は警職法第二条第一項に基づく職務質問の一環としての所持品検査の事案というより、銃刀法第二四条の二第一項に基づく所持品検査として位置付けた方がより妥当だと言える。銃刀法第二四条の二第一項は銃砲刀剣類に関する所持品検査を明示している。

ところで、銃刀法第二四条の二第一項については、「強制的に物を取り上げたり、勝手に物を開けることはできないのであって、要求に応じない相手には、あくまで任意の範囲で強く求め、説得する必要がある¹⁴⁾」とされている。同条項は即時強制を定めたものではなく、職務質問よりもより強く説得するという態様を取る任意手段として位置付けられている。この点について、同様に「これは、警察官に所持品検査を行う即時強制権限を与えたものではなく、承諾のない所持品検査が当然に認められることにはならない。もとより、この要件に該当する場合には、法律で特にその必要性が明らかにされているから、強い態様によつて提示・開示を説得することができ、さらに、承諾なしに行うことについての公益と私益との比較等においても公益上の必要性の重大性が反映される(中をのぞくといった行為の相当性が、他の場合に比べて認められやすい。ものど解される¹⁵⁾」との指摘がある。このように銃刀法第二四条の二第一項はあくまでも警職法第二条第一項より強い態様によつて相手方を説得することを許容するに

止まるが、それでも所持品検査の要件を法律上明示していることは、法律の留保の原則の観点からは大きいと言えることができる。

第二節 所持品検査に関する学説の対立

(1) 学説の対立

戦後に廃止された旧行政執行法第一条一項では所持品検査を認めていたのに対し、新たに制定された警職法では「戦前の行政執行法による警察権の濫用を反省し、これを防止するために制定された経緯によれば、所持品検査に関する規定を設けなかったのは、これを認めない趣旨とも解しうる」とされ、警職法制定当時は、職務質問の一環としては所持品検査を認めないとする見解が一般的だった。⁽¹⁷⁾ また、一九五八年には、警職法第二条第三項案として「警察官は、第一項の質問に際し、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し又は犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者が、凶器その他人の生命又は身体に危害を加えることのできる物件を所持しているときは、一時保護するためこれを提出させることができ、又、これを所持していると疑うに足りる相当な理由があると認められるときは、そのものが身につけ、又は携えている所持品を提示させることができる。」という規定を設けることが提案されている。⁽¹⁸⁾ この条項案は職務質問とは別個に所持品検査を規定しようとするものだったが、この警職法改正提案は廃案となっている。このような提案があったということ、そしてそれが廃案になっていることから、また、その後、一九六二年に前述の銃刀法第二四条の二が成立していることから、所持品検査を行うには職務質問とは別個の条項が必要であり、警職法第二条第一項の職務質問の一環としては所持品検査を行えないのが妥当な考え方である。

一方、旧犯罪捜査規範(昭和二五年国家公安委員会規則四号)⁽¹⁹⁾ 第八一条では「職務質問を行うにあたって、必要があると認めるときは、相手方の承諾を得て携帯品の点検、身体被服の捜検等を行うことに努めなければならない。この場合においては、相手方の抵抗又は逃走を抑制するに足りる適切な方法をとるとともに、凶器、贓物等の未発見に終ることのないように入念な検査を実施しなければならない。」と規定されている。この規定は明らかに「職務質問に附随するもの」として、所持品検査を行うことが考えられていた⁽²⁰⁾ということが出来る。犯罪捜査規範は行政規則であり法令ではないものの、同規範では職務質問の一環としての所持品検査は認められると明示しており、警察実務は所持品検査を職務質問の一環として行ってきた。

「かつては、本人が承諾しない限り、所持品検査は一切許されないとする説も有力であったが、『一定範囲で許される』とするのが多数となった⁽²¹⁾とされている。しかし、所持品検査についての法律上の根拠をどこに求めるかについては、「法的根拠及び許容限度については明文の規定がないことから、説が分れ⁽²²⁾てきた。所持品検査を許容する学説は以下の三つになり、これに対し、法律上の明文の根拠規定がない所持品検査の実施を否定する学説が現在でもある。

所持品検査を許容する学説は、第一に、警察法第二条説である⁽²³⁾。「警察法二条は、組織体としての警察がその責務とすべき事務の範囲を明らかにすると同時に、警察官の行う警察活動の一般的な権限をも付与していると解される⁽²⁴⁾」とし、所持品検査は「まさに、本条を根拠として行われる活動にはかならない⁽²⁵⁾」としている。この警察法第二条説については、「警察法は、警察組織について定める警察活動の基本法であり、捜査の方法など、刑事警察を念頭においたものではない⁽²⁶⁾」と批判されている。相手方の任意性を確保できれば行政指導のように組織法でも可能と捉えることできなくはないが⁽²⁷⁾、「警職法が、人身の自由、財産の保護に関する警察活動については、任意手段で

あつても特に規定を設けた趣旨にかんがみれば、所持品検査のように国民の基本的な人権に直接かかわる作用については、任意手段によるものであつても、個々の権限規定を要する⁽²⁸⁾との批判がある。以上のように、警察法第二条説はほとんど支持されていない。

所持品検査を許容する学説の第二は、警職法第二条第一項の職務質問の一環として認める、あるいは一定の限定を行ったうえで、任意性が確保されていればこれを認める説である。第三は、法律上の根拠なく、また、任意性や比例原則が確保されていなくてもこれを認めるという考え方である。これらの学説については以下で紹介し、検討する。

(2) **警職法第二条第一項の職質との関連で可能、または、任意性があれば警職法第二条第一項とかわりなく所持品検査が可能であり、かつ比例原則が満たされれば任意性も不要とする説 (米子銀行強盗事件最高裁判決と通説の立場)**

田村正博教授は所持品検査について、「職務質問に附随して行われるものは、不審点の解明に所持品を調べることが必要である限り、公益上の必要性が認められ、承諾を得るための説得活動を行うことが許される。したがって、適法な職務質問に附随し、相手方の承諾を得てなされる通常の所持品検査(相手方が提出した物を調べるといふ形態のもの)は、職務質問の目的達成上で不必要・不相当であつたり、説得が強要になつたりした場合を除き、適法に行うことができる⁽²⁹⁾」としている。同様に、那須修教授も前述の米子銀行強盗事件最高裁判決を基に、所持品検査を「法律上明文の規定はないが、職務質問に密接に関連し、その効果を上げる上で必要性、有効性の認められる行為であり、原則として職務質問に付随する不審点解明の手段として、相手の承諾を得て行われる⁽³⁰⁾」と定義付けている。

また、金山泰介教授も、所持品検査とは「職務質問の相手に対して、任意での所持品の提示を求めることです」⁽³¹⁾とし、やはり米子銀行強盗事件最高裁判決を例に挙げている。更に、古谷洋一教授も「質問に附随して、不審点を解明するため、一定の範囲で所持品検査を行うことが認められる」として⁽³²⁾いる。このように、基本的には警職法第二条第一項の職質の要件が満たされている場合に、職質の一環として所持品検査を行うことができるのが最も有力説だと言える。

ただ、田村教授は警職法第二条第一項の職質との関連が無くても所持品検査を可能とする見解も示している。田村教授は「警職法等に規程はないが、相手方に所持品の提示や開示を求め、又は相手方の明示若しくは黙示の承諾を得て、これを調べることは、国民の権利自由を制限するものではないから、個別の法律の根拠がなくても、公益上の必要性の程度に応じ、任意活動として行うことができる」⁽³³⁾とし、所持品検査は、①相手方の任意性が確保され、②国民の権利自由を制限する方法ではなく、③公益上の必要性がある、という三つの要件の下で許されるとしている。②は手段を表し、と③は目的を表しており、②と③はあわせて比例原則を意味していると言える。

田村教授はこの三要件がそろっている場合は、警職法第二条第一項の職質の要件が無くても所持品検査を可能としている。さらに、田村教授は「所持品検査は相手方の承諾を得て行うのが原則であるが、相手方の承諾がなければ所持品検査が一切許されないわけではなく、検査の態様が強制にわたるものでなければ、個別の法律の根拠がなくても、その実施が認められる場合があり得る。もとより、承諾のない所持品検査は、その態様によっては相手方に大きな事実上の不利益を与えるものであるから、適法とされる場合は限られる」⁽³⁵⁾と指摘し、①が確保されていない場合、②と③が満たされていれば適法とされる場合があるとしている。田村教授は、①が確保されていない場合、「相手方の承諾を受けないで行われる所持品検査は、権利・自由の制限にわたるようなものであるとすれば、法律

の規定がない以上許されない。しかし、例えば、バッグを開けてちらっと中を見るといった程度のものであれば、捜索のように権利・自由を制限するものではない⁽³⁶⁾から許されるとし、「承諾なしにされる所持品検査は、相手方の国民に大きな不利益を与えるものであるから、高度の公益的必要性がなければ行うことはできない。」⁽³⁷⁾としていい。このように、田村教授は米子銀行強盗事件最高裁判決を基に、かなり限定された場面ではあるが、②と③の要件である比例原則が満たされれば、①の任意性が確保されていなくても良い場合があるとしている。

職務質問とは関係なく所持品検査を行えるとする点について、那須教授も同様に「所持品検査については、職務質問の要件がない場合であっても、相手方の承諾の下で一定の限度で行い得るときがあるほか、相手方の承諾のない場合であっても、限定的な場合において、具体的状況の下で相当と認められる限度において、行い得る。」⁽³⁸⁾と主張し、事例を提示している。この那須教授の主張も前述の田村教授と同様に、①の任意性が無くても、②と③の比例原則が守られていれば所持品検査は可能な場合があるとしている。また、金山教授も相手方の承諾の無い所持品検査について「こうした所持品検査は、比例原則により被疑者が凶器等を所持している高度の蓋然性がある場合に限定的に許容されるものであり」とし、①の任意性が確保されていなくても、凶器等の所持の可能性が高い場合、要件②と③の比例原則が満たされるので、その場合は所持品検査が可能だとのことである。

このように、基本的には所持品検査は職質の一環として行われるが、先の①と③の条件が満たされている場合、更には①の任意性が確保されていない場合でも②と③が満たされていれば、所持品検査は可能だとの主張が有力に唱えられている。しかし、金山教授が指摘するような、被疑者が凶器等を所持して比例原則が認められるという場面であれば、それは銃刀法第二四条の二第一項が適用される場面であろう。前述したように、この説は米子銀行強盗事件最高裁判決を基にしているが、同事件は猟銃などの凶器を所持している可能性が極めて高い人物を相手

にした緊急配備検問における事例であり、そのような場合は銃刀法の活用を前提とすれば良い例外的な場面である。「職務質問の要件を備えず、なおかつ、所持品検査を行う必要性・緊急性が高い事態」というのは、通常想定するこ
とは困難である。このような極めて例外的な事態を想定して、一般的に権限を広げる解釈をとる必要はない」と言
える。⁽⁴⁰⁾

(3) 法的根拠や任意性や比例原則にかわりなく、所持品検査をできるとする説

少数派ではあるが、警職法第二条第一項の職務質問との関連や任意性の有無とは関係なく、公道における一般的
な所持品検査を認める見解がある。

この見解は、その前提として「現場の警察官の長年の経験はもつと尊重されてもよいのではないか。」⁽⁴¹⁾としたう
えで、「所持品検査は、前述のように、昭和三三年に警察官職務執行法の法改正を使用として果たせなかつたこと
が、今日でも否定論の大きな論拠となっている。また、依然として、所持品検査を新たに緊急捜索・押収を認める
ことになるので許されないとの見解もある。だが、警職法改正が諮られたのは今から四七年前のことである。時代
は変遷している。また、緊急捜索・押収は、憲法解釈として充分成立するものである。憲法はお飾りではなく、具
体的な法規範であり、これを合理的に解釈するのは当然であり、しかも、合衆国でも、判例上、捜索・押収に令状
の原則化が行われてもなお、様々な令状原則の例外が現存していることに鑑みれば、我国で緊急捜索・押収を認め
ることは、令状主義原則の例外を認める憲法解釈として、充分理由のあることである。我国の学説はなぜか、憲法
三五条に例外の存することを認めようとしな⁽⁴²⁾い。基本権保障にも様々な例外があるではないか。捜索に当たろうと
も、所持品検査は許される場合があるのである。」と主張する。

この主張の前提は「警察官の長年の経験」を尊重することにあるが、かなり主観的な前提だと言える。公道における所持品検査を何度も受けてきた筆者からすると、個人的にはなぜ自分自身が所持品検査を受けることが必要だと警察官が判断されたかがよく分からないため、素直に「警察官の長年の経験」を尊重する気持ちにはなれない。さらに、たとえそれを尊重するにしても、公道での所持品検査は相手方のプライバシーの侵害であり、少なくとも相手方の任意性の確保と比例原則の適用が求められるべきである。

また、この見解では、緊急捜索・押収が必要となる特殊な場面を、一般的な公道での所持品検査と混同している。以上から、この見解は根本的に法治主義から逸脱しており、プライバシーの保護を軽視し過ぎていると言える。

(4) 法律の留保の原則を徹底する説

所持品検査について、警職法第二条第一項に基づく職質とは別個のものと位置付け、警職法第二条第一項とは別に法律上の根拠が必要となるとの指摘がある。阿部泰隆神戸大学名誉教授は次のように指摘している。「少なくとも、所持品検査は本来質問とは別個の行為であり、独立の法的根拠を置くべきであろう。ちなみに、銃砲刀剣類の所持の疑いがある場合には、一定の要件のもとで所持品検査が許されている。⁽⁴³⁾銃刀法第二四条の二第一項が所持品検査を明文で規定していることから、そのような規定がない条件下で質問とは別個の行為である所持品検査を行うことは逆に否定されるということである。阿部名誉教授は職質自体「単なる質問のような全くの任意手段ではなく、停止させて質問できるので、判例では停止させるために軽微な実力行使が認められている⁽⁴⁴⁾」とし、「現場ではどこまでが職務執行にあたるか、つまり、それに対する抵抗が許されないものが明確ではなく、警察官の執拗な質問などを振り切ろうとして、かえって公務執行妨害罪に問われるリスクのある点が問題である⁽⁴⁵⁾」と指摘されてい

る。これは職質とその一環として行われる所持品検査がいずれもどこまで本当に任意性が確保されているかが法律上は明確には分からず、加えて公務執行妨害罪も背景に控えていることから、実際にはどのような態様にせよ一定の強制力が働くので、所持品検査には明確な法律上の根拠が必要になるとの指摘である。

また、曾和俊文関西学院大学名誉教授は「任意調査としての質問でさえ、発動要件を限定し、『目的のため必要な最小の限度において用いるべき』こと、『いやしくもその濫用にわたるようなことがあつてはならない』ことを定めているのが警職法の趣旨であるから、職務質問の限界もこのような法律の趣旨・目的に忠実に理解されなければならぬであろう。この点で、職務質問やそれに付随する所持品検査について、任意手段と言いつつ一定の有形力の行使を認める最高裁判所判例の立場には疑問を感じる。」⁴⁶としたうえで、「①警職法二条四項は逮捕者について凶器の有無の検査ができることを規定しているが、その反対解釈からすればそれ以外の場合における所持品検査を否定しているとも解されること、②要件を定めて所持品検査を授権する警職法改正案が不成立になった経過もあつること、などに照らせば、現行警職法は、純粹に任意の手段にとどまる場合を別として、所持人の承諾なしの所持品検査を授権していないとみるのが素直な解釈ではなからうか。最高裁は、職務質問においても、任意性の大枠を維持しつつ、個別的状況に照らしての『必要性』『緊急性』『相当性』判断に基づき一定の有形力の行使を認めている」としているが、このような解釈は、警職法二条一項をその立法趣旨に反して『即時強制』を授権した規定として読み込んでいく、条文解釈の形をとった新立法と言える⁴⁷と指摘されている。これは警職法二条第四項の規定の反対解釈、及び所持品検査を授権する警職法改正案が不成立になった経緯から、所持品検査には明文の根拠規定が必要だと指摘している。さらに、警職法第二条第一項は行政調査の規定であるにもかかわらず、そこに所持品検査という即時強制の分野の手法を読み込みようとするには無理があるとの指摘である。

以上のように、阿部名誉教授や曾和名誉教授は所持品検査について、銃刀法第二四条の二第一項や警職法第二条第四項の反対解釈から、明文の法律上の根拠が必要であるとしている。さらに、阿部名誉教授は職質も所持品検査も公務執行妨害罪を背景としたそれなりの強制力があるということを指摘され、そうであれば個別の法律上の根拠が求められると指摘されている。曾和名誉教授も「純粹に任意の手段」ではないかぎり、所持品検査には一定の強制力を認められ、そのような所持品検査は行政調査ではなく即時強制の分野に属する行政活動となり、そこには明文の法律上の根拠が必要であるが、現状そのような法律が無いとしている。職質ですら相手方を止めて行われるものであり、それは「純粹に任意」であるとは言い難く、ましてや所持品検査はたとえ相手方が同意をしても、そこには強い物理的な強制力がないというだけで、公務執行妨害罪になるのではないかといった心理的なものも含めて何らかの強制がなければ、通常、一般的には公道での所持品検査に応じることは無いと言える。弱いながらも何らかの強制があるのであれば、所持品検査にはやはり明文の法律上の根拠規定が必要とされると考える方が、法治主義、法律の留保の原則に適合すると言える。

第二章 米国連邦行政法における所持品検査と銃刀法第二四条の二第一項

第一節 米国におけるストップアンドフリスク (Stop and Frisk) に ついて

公道での所持品検査について、米国ではストップアンドフリスクという考え方があり、これは *Terry v. Ohio* ⁽⁴⁸⁾ における最高裁判決によって打ち出された。同最高裁判決は「米国では、連邦最高裁判所の判例法 (*Terry v. Ohio*

392 U.S. 1 (1968)) によって、周囲の状況から合理的に判断して疑わしい (Reasonable suspicion) 者を一時的に拘束 (Detention) して質問をし、着衣の上から触れて (Pat) 凶器を検索することは、逮捕、捜索の令状主義を定めた合衆国憲法修正第四条には反しないとしています。⁽⁴⁹⁾と日本では紹介されている。

ただし、この *Terry v. Ohio* で争われたのは、強盗事件を起こそうとしているのではないかと疑われている人物について武器の所持の有無を令状無しに検査したことであり、従って日本の公道での所持品検査についてそのまま参考になる事例ではない。同事件において、合衆国最高裁所は、刑事が正に犯罪が行われようとしている現場で、「相当の理由をもって、それらの捜索対象物が実際に犯罪と結び付けられること」⁽⁵⁰⁾を証明するよう求めている。同最高裁判決は、対象を武器に限定したうえで、その武器を用いた強盗などの凶悪犯罪が正に行われようとしていると疑える状況の中でストップアンドフリスクを認めたのであり、一般的に公道でのストップアンドフリスクを認めたわけではない。

また、逆に米国と異なり日本には銃刀法第二四条の二第一項があるため、同条項に基づいて武器の類については、令状無く所持品検査を行うことが可能である。日本における銃刀法第二四条の二第一項のような規定が米国にはないために、ストップアンドフリスクが令状主義を定める修正第四条⁽⁵¹⁾に違反するか否かが *Terry v. Ohio* では争われたのであり、この前提を欠いたまま *Terry v. Ohio* を日本に紹介することには疑問がある。

第二節 FBIハンドブックと犯罪捜査規範、銃刀法第二四条の二第一項

日本における公道での一般的な所持品検査に関する事項のような規定は、FBIハンドブックには存在しない。しかし、FBIハンドブックの五・三には「導入…逮捕令状が必要とされる場合の例外」⁽⁵²⁾が規定されている。五・

三の冒頭で、「FBIは捜査官らに可能な限り捜査令状を得るよう求める。令状の無い捜査を行う場合、捜査官は適用される例外を政府に証明する責任があること、及び、例外の許される範囲内にとどまっているということを記憶にとどめておく必要がある⁽⁵³⁾」と規定している。そして、例外の一つとして「同意があること⁽⁵⁴⁾」を挙げている。相手方の同意があれば、例外として捜査において令状が不要になるという考え方は、日本の所持品検査に関する通説である、任意性が確保されていて、かつ、比例原則が守られていれば所持品検査が可能だという考え方に通じる⁽⁵⁵⁾ところがある。

FBIハンドブックは、更に五・四・五「任意性⁽⁵⁶⁾」において、この同意が相手方の任意に基づいて行われている必要を強調し、「同意を得て行う捜査における重要な問題は、その同意が自発的なものかどうかである。すなわち、その同意が自由で、束縛されない選択の結果であるか否かである。当該同意が強制されたものではなかったことを証明する責任が政府にはある。したがって、自由な選択よりはむしろ捜査官の権威に従うことを誘引するような言動を、捜査官は避けるべきである。任意性を決定するには一つの基準だけを用いるのではなく、周囲の状況全体を用いるべきである。例えば、臨場した捜査官の人数、捜査の時刻、要求の態様、武器の提示、当該同意を行う人物の身体と感情面の状況のようなことを考慮する⁽⁵⁶⁾」とし、「身体への圧力や脅迫を用いることによって、同意は任意性がなくなる。同様に、だましたり、偽ったり、不正確に説明することによっても同意は汚染される⁽⁵⁷⁾」と規定している。

以上のように、米国連邦行政法の考え方は、FBIハンドブックによると、令状捜査が基本であり、かつ、その例外が認められる場合の任意性の確保を厳密に求めている。

ところで、日本の犯罪捜査規範第九九条⁽⁵⁸⁾では、犯罪捜査はなるべく任意で行うことを原則としている。犯罪捜査

規範第一〇〇条⁽⁵⁹⁾で任意捜査における相手方の承諾を取る際の注意事項として、強制的な方法をとらないといった注意事項は出ている。しかし、FBIハンドブックが令状主義の下での捜査を原則としているのに対し、日本の犯罪捜査規範は任意捜査を原則としている点が大きく異なる。任意性を前提とする所持品検査を日本では捜査の第一歩として捉えるのに対し、FBIは例外として捉えている。

また、米国と異なり、日本においては前述の通り、銃刀法第二四条の二第一項があり、同規定により公道での所持品検査が認められている。銃刀法の趣旨は「銃砲及び刀剣類が人の殺傷機能を備え、犯罪の凶器として使用されるあるいは誤射、暴発等によって人の死傷を伴う事故を引き起こすという危険性を有するところから、所持等についての規制が行われる。」⁽⁶⁰⁾とされている。この銃刀法の趣旨を貫徹するには、銃砲刀剣類が犯罪に用いられる前に、その所持を確認していく必要がある。銃刀法第二四条の二第一項の規定はこのために設けられた。銃砲刀剣類の所持について確認を行うことは、一定の範囲で、公道で行うことができる。この場合、所持品検査を行って得られた武器所持に関する証拠は違法収集証拠にならない。逆に、銃刀法で規制されていないものに関しては、この所持品検査で得られた証拠は違法収集証拠として排除されることになる。⁽⁶¹⁾

銃刀法第二四条の二第一項に基づく所持品検査について、田村教授は「強制ではないが、『提示させ』『開示させ』と規定されており、強く説得し、拒否して立ち去ろうとする者を一時的に止めるような任意の範囲での実力行使も認められると解される。危害を防止するため必要があるときは、提出させ、一時保管することができる。提出は相手の任意ではあるが、提出された物は警察署長に引き継がれ、一時保管の必要がなくなれば返却される。いずれの権限についても、銃砲刀剣類等における危害を防止するために必要最小限で用いるべきものと定められている。」⁽⁶²⁾とされる。銃刀法第二四条の二第一項に基づく警察官の所持品検査は、田村教授によると「強制ではな

い」が、「拒否して立ち去ろうとする者を一時的に止めるような任意の範囲での実力行使も認められる」としており、これは任意としながらも実質的にはある程度の強制力を持たせており、弱い方法ではあるが令状無き搜索を認める趣旨だと言える。公道での所持品検査をし、そこから得られた武器については裁判所において有罪としての証拠として採用されるということになる。

おわりに

現在の通説的見解は、警職法第二条一項の規定に基づくか否かはさておき、任意性と比例原則が保持されていれば、公道での所持品検査という行政活動自体は適法としてきた。この任意性が無い状態での所持品検査は、比例原則の要件が問題になってくるが、そのような所持品検査によって得られた証拠は違法収集証拠となり、裁判における証拠としては排除される可能性が出てくる。

ところで、一般的な所持品検査は侵害行政になるのか。侵害行政であれば、法律の留保の原則における侵害留保説から、所持品検査を実施すること自体に法律上の明文の根拠を必要とする。侵害行政だということであれば、阿部・曾和両名誉教授が主張されているように、職質とは別個の法律上の規定が必要となる。ここで、公道での所持品検査は公道を利用する利益と比較しても、プライバシー侵害の度合いは高い。公道で所持品検査を行うことはプライバシー保護の観点から、やはり侵害行政に該当すると言える。また、曾和名誉教授が指摘されているように、「純粋に任意手段」ではない所持品検査は即時強制の分野の行政活動だと言える。この点について、阿部名誉教授は職質や所持品検査は背景に公務執行妨害罪の成立する余地があると指摘されているが、そうであれば所持品検査

が「純粹に任意手段」として行われることはほぼ無いと言える。以上から、一般的に公道で行う所持品検査は明文の法律上の根拠が必要であり、それが無い中で所持品検査が実施されれば、それ自体が違法になる。

更に、阿部・曾和両名誉教授が指摘されているように、警職法第二条第四項や銃刀法、航空法、あるいは新たに規定された鉄道運輸規程第二五条の二といった、所持品検査に関する明文の規定がある以上、逆に明文の規定がない分野においては法律の根拠がやはり求められると考えるべきである。

通説的見解を支持する中で、米国のストップアンドフリスクの考え方を援用する場合がある。しかし、米国のストップアンドフリスクを認める判例である *Terry v. Ohio* は、強盗しようとしているのではないかという疑いが極めて強い場面だった。「相当の理由をもって、それらの搜索対象物が実際に犯罪と結び付けられる」⁽⁶³⁾ 場面であり、一般的な公道での所持品検査とは異なる。また、それは拳銃という武器に限定されたのフリスクだった。*Terry v. Ohio* は必ずしも一般的な公道での所持品検査を支持するものではない。むしろ、このような事件が日本で起きるなら、それは銃刀法の適用対象となる場面である。米国と異なり日本では、銃刀法が一般的に公道で所持品検査を行うことを認めている。したがって、*Terry v. Ohio* を持ち出すことなく、銃刀法第二四条の二第一項を活用すべきである。

公道における所持品検査を明文で規定しているのは銃刀法第二四条の二第一項以外になく、同条項の要件に該当しない場合は、たとえそれが任意性と比例原則を保った状況であっても、公道における所持品検査それ自体が許されない⁽⁶⁴⁾と解すべきである。銃刀法を用いれば、一般的に公道で所持品検査を行うことは可能であり。違法な銃砲刀剣類を所持している疑いがある場合には、同法により所持品検査を行うことができる。しかし、銃刀法で禁止されている武器の類以外が同法に基づく所持品検査で見つかった場合には、その後の裁判で違法収集証拠として排除さ

れることになると考えられる。現在、覚醒剤取締法や爆発物取締罰則には銃刀法のような所持品検査の規定がない。もしテロ対策や覚せい剤所持対策で所持品検査が必要であるなら、これらの個別法に銃刀法第二四条の二第一項のような明文の規定を置く法改正が必要になると考えられる。

ただし、相手方に任意の協力を求めて自発的に所持品検査を受けてもらうという捜査方法に依存していて良いのかどうかについては、今後も検討する余地があると考ええる。FBIハンドブックでは令状捜査が原則であるとされている。例外として相手方の任意に基づく捜査を行えるが、その任意性を確保することに十分注意を払うことになっている。一方、日本では犯罪捜査規範が任意捜査を原則としている。公務執行妨害罪が背景にあり、純粋な任意性の確保が難しい中で、覚醒剤取締法違反等の捜査を任意性を前提とした職質と所持品検査で行うのは、法律の根拠ができたとしても、やはり問題があると言えるだろう。

以上

注

(1) 「東京五輪・パラリンピックに向けたテロ対策として、国土交通省は、鉄道会社による乗客の所持品検査の権限を明確化しよう」と、鉄道運行に関する省令を改正する方針を固めた。爆発物探知犬や、危険物を検知できる『ボディースキャナー』が反応した客が、荷物の詳しい点検に応じない場合、乗車拒否できるようにする。関係者への取材で二四日、分かった。同省は鉄道各社への説明を既に始めており、近く改正手続きに着手する。鉄道での所持品検査は、国内では成田空港の駅で検問が実施されていたケースを除き例がない。鉄道会社に反対意見が強かったが、自国開催の五輪で転換点を迎えることになった」共同通信「二〇二〇年二月二四日(月)二一時一五分配信参照」。

(2) 鉄道運輸規程第二五条の二第一項「鉄道係員ハ旅客ガ第二十三条第一項第一号乃至第三号ニ掲グル物品ヲ客車内ニ持込ムコト其ノ他危害ヲ他ニ及ボスベキ虞アル行為ヲ防止スル為特ニ必要アリト認ムルトキハ旅客又ハ公衆ノ立会ヲ以テ其ノ携帯スル物品ヲ

点検スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ鉄道係員ハ旅客又ハ公衆ニ対シ当該点検ニ必要ナル協力ヲ求ムルコトヲ得」が二〇二一年七月一日から施行されている。同規程に基づく所持品検査を拒んだ場合、同第二項「旅客又ハ公衆ガ前項ノ点検又ハ協力ノ求ム拒ミタルトキハ鉄道係員ハ当該旅客又ハ公衆ニ対シ車外又ハ鉄道地外ニ退去スルコトヲ求ムルコトヲ得」により列車より退去を求めらるることがあるとされている。

(3) 二〇二三年五月一日、谷公一国家公安委員長は「G7広島サミットの警備についても、警備にあたる警察官の配置の強化や、所持品検査と職務質問の徹底を指示した」とのことである。中国放送二〇二三年五月一日18時配信参照。このように、所持品検査は広島サミットの警備においても重要視されていることが分かる。

(4) 田村正博「現場警察官権限解説 第三版 上巻」立花書房、二〇一四年、二八頁参照。

(5) 公道で一般的に行われる所持品検査については、法律だけでなく、政省令や通達も存在しない。これに対し、例えば警察官による拳銃使用については、武器使用について規定した警職法第七条に加えて「警察官等けん銃使用及び取扱い規範」(昭和三七年五月一〇日国家公安委員会規則第七号)があり、更に通達として「警察官けん銃警棒等取扱規範の一部を改正する規則の制定について(依命通達)」(警察庁乙官発第二四号平成一三年一月九日)、ならびに「警察官等けん銃使用及び取扱規範の解釈及び運用について」(警察庁丙人発第三八五号平成一三年一月九日)がある。拳銃使用についてはこのように明文の法律の規定に加えて行政立法もあるが、公道での一般的な所持品検査についてはこのような規定が何もないという状況になっている。

(6) 警職法第二条第四項では「警察官は、刑事訴訟に関する法律により逮捕されている者については、その身体について凶器を所持しているかどうかを調べることができる。」と規定されている。同規定は相手方の逮捕が前提であり、逮捕の前の所持品検査を認めたものではないことは明らかである。

(7) 銃刀法第二四条の二第一項では、「警察官は、銃砲刀剣類等を携帯し、又は運搬していると疑うに足りる相当な理由のある者が、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、銃砲刀剣類等であると疑われる物を提示させ、又はそれが隠されていると疑われる物を開示させて調べることができる。」と規定されている。同規定は銃砲刀剣類をその対象としており、それ以外のものは対象としていないことは明らかである。

(8) 航空法第八六条第一項では、「爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのある物件で国土交通省令で定めるものは、航空機で輸送してはならない。」と規定され、同条第二項では「何人も、前項の物件を航空

機内に持ち込んではいけません。」と規定されている。同条は航空機への持ち込みを制限するものであることは明らかである。

- (6) See, Legal Handbook for FBI Special Agents, Published on: 2010/03/19, Last Modified on: 2015/03/12. See, <http://vaatl.fbi.gov/Legal%20Handbook%20for%20FBI%20Special%20Agents/Legal%20Handbook%20for%20FBI%20Special%20Agents%20Part%201%20of%201>. 同ハンドブックはFBI法律顧問室 (Office of General Counsel) が作成したものである。FBIの捜査官たちはこのハンドブックに基づいて逮捕等を行うことになっているため、日本における警察庁から出される通達に匹敵するものと捉えることができる。なお、FBI法律顧問室はFBI副長官の下におかれている組織である。See, http://www.fbi.gov/about-us/nsb/org_chart.
- (10) 田村正博「全訂 警察行政法解説〔第三版〕」東京法令出版二〇二二年、二二五頁参照。
- (11) 最高裁一九七八年九月七日判決 (刑集第三二巻第六号一六七二頁以下) では、警察官が相手方の承諾を得ずにその上衣の左側内ポケットに手を入れ、注射針等の所持品を取り出した行為は、プライバシーの侵害の程度が高く、職務質問に附随する所持品検査において許容される限度を超えた行為だとして、違法と判断している。
- (12) 「犯罪が発生し、『そちらの方に車で逃走した』という通報があったような場合に行われる、犯人の検挙及び情報収集のために停止を求める高い必要性が存在する。特定の犯罪について行われるものであるから、警職法二条一項を根拠に許される」検問を緊急配備活動と呼ぶ。池田修・前田雅英「刑事訴訟法講義〔第六版〕」東京大学出版会二〇一八年、一〇五頁参照。
- (13) 長沼範良「所持品検査―米子銀行強盗事件」刑事訴訟法判例百選〔第一〇版〕、一一頁参照。
- (14) 那須修「実務のための警察行政法」立花書房二〇一一年、四七頁参照。
- (15) 田村前注(10)、二二八頁参照。
- (16) 渡辺咲子担当部分、田宮裕・川上和雄編『大コンメンタール 警察官職務執行法』青林書院一九九三年、一五八頁参照。
- (17) 同前、一六〇頁参照。
- (18) 同前、一五八、一五九頁参照。
- (19) 「国家公安委員会は、国家公安委員会規則という形式で、警察職員の活動等の基準を示している。行政規則の一種である」(田村前注一〇、三九九頁参照)。
- (20) 渡辺前注(16)、一五八頁参照。

- (21) 前田雅英「警察官のための刑事基本判例講座 第二五講 所持品検査の限界」警察学論集第六四卷一〇号、一六七頁参照。同旨、池田・前田前注(12)、一〇一頁。
- (22) 渡辺前注(16)、一六二頁参照。
- (23) 大倉馨「所持品検査の際における実力の行使」警察学論集三〇巻一〇号、八二頁参照。
- (24) 渡辺前注(16)、一六三頁参照。
- (25) 渡辺同前参照。
- (26) 前田前注(21)、一六七頁参照。
- (27) 行政手続法第二条六号は「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分該当しないものをいう。」と規定し、組織法の規定があれば行政指導を実施できるとしている。更に同法第三二条第一項は「行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやすくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によつてのみ実現されるものであることに留意しなければならない。」と規定し、行政指導は相手方の任意性が確保されていることが求められている。
- (28) 渡辺前注(16)、一六三頁参照。
- (29) 田村前注(10)、二二三頁参照。
- (30) 那須修「実務のための警察行政法」立花書房二〇一一年、四〇頁参照。
- (31) 金山泰介「新版 警察行政概論」立花書房二〇一九年、七四頁参照。
- (32) 古谷洋一編著「注釈 警察官職務執行法〔五訂版〕」立花書房二〇二二年、一二八頁参照。
- (33) 田村前注(4)、二八頁参照。
- (34) 比例原則とは、一般的に、「事実と処分との均衡を要求する原則である。行政権力の過大な行使を抑制するために有用であつて、もともと警察関係の行政処分について適用され、裁量濫用の一態様」である。阿部泰隆「行政法解釈学Ⅰ 実質的法治国家を創造する変革の法理論」有斐閣二〇〇八年三九四頁以下参照。
- (35) 田村前注(4)、二九頁参照。

- (36) 田村前注(10)、二二五頁参照。
- (37) 田村同前参照。
- (38) 那須前注(30)、四一頁参照。
- (39) 那須同前、四一―四七頁参照。
- (40) 渡辺前注(16)、一六四頁参照。
- (41) 香川喜八朗「所持品検査の限界」法学新報第一二二巻第一・二号渥美東洋先生退職記念論文集二〇〇五年、一三二頁参照。
- (42) 香川同前参照。
- (43) 阿部泰隆『行政法再入門 上 第二版』信山社二〇一六年、三七八頁参照。
- (44) 阿部同前参照。
- (45) 阿部同前、三七八、三七九頁参照。
- (46) 曾和俊文『行政調査の法的統制』弘文堂二〇一九年、二九〇頁参照。
- (47) 曾和同前、二九一頁参照。
- (48) Terry v. Ohio 392 U.S. 1 (1968). この事件は、クリーブランド市の一人の刑事が、街角のある店の前を合計二四回も行き来している二人組を見て、彼等が店に強盗に入ろうとしているのではないかと考えたことが発端となっている。その後、この二人組が近くの通りでさらにもう一人と合流するのを見た刑事がこの三人に近づき、職務質問(Stop)を行った。この時、刑事はこの三人が武器を所持しているのではないかと考え、彼らの上衣を上から手で叩いた(Flyby)ところ、この三人の内の二人の上衣のポケットに拳銃らしきものがあるのが確認されたため、同刑事はポケットに手を入れ、装填された拳銃を取り出した。この拳銃が証拠の一つとされ、三人は起訴された。下級審は、同刑事は被告人たちが武器を持っているかもしれないと信じるに足る合理的な理由を有しており、被告人たちの外衣をたたく権利が同刑事にはあったと判断した。上訴裁判所もこの下級審の判断を支持し、合衆国最高裁判所は「実質的な憲法上の問題が含まれていない」という理由により上告を退けている。
- (49) 金山前注(31)、七四、七五頁参照。
- (50) PIERCE, Jr., SHAPIRO, VERKUL, ADMINISTRATIVE LAW AND PROCESS 6th Edition, 2014, at 361.
- (51) 合衆国憲法修正第四条では、「不合理な捜索・押収・抑留の禁止」というタイトルで、「国民が、不合理な捜索および押収また

は抑留から身体、家屋、書類および所持品の安全を保障される権利は、これを侵してはならない。いかなる令状も、宣誓または宣誓に代る確約にもとづいて、相当な理由が示され、かつ、搜索する場所および抑留する人または押収する物品が個別に明示されていない限り、これを発給してはならない。」と規定されている。

(52) Legal Handbook for FBI Special Agents, 5-3 INTRODUCTION: EXCEPTIONS TO THE SEARCH WARRANT REQUIREMENT, at 16

(53) *Id.*

(54) *Id.*

(55) *Id.* at 19.

(56) *Id.*

(57) *Id.*

このように任意性の確保を重視している FBI ハンドブックではあるが、但し、諜報活動はこの例外としている。FBI はテロ活動の防止や防諜活動を行っているが、これらの分野は例外とされている。

(58) 犯罪捜査規範第九九条「捜査は、なるべく任意捜査の方法によつて行わなければならない。」参照。

(59) 犯罪捜査規範第一〇〇条「任意捜査を行うに当り相手方の承諾を求めるとしては、次に掲げる事項に注意しなければならない。(一) 承諾を強制し、またはその疑を受けるおそれのある態度もしくは方法をとらないこと。(二) 任意性を疑われることのないように、必要な配慮をすること。」参照。

(60) 田村前注(10)、二七四頁参照。

(61) 地方裁判所の判決において、覚醒剤の所持について所持品検査から得られた証拠は違法収集証拠として排除されたとのニュアスがある。「警察の違法な所持品検査を認定、覚醒剤の所持は無罪：使用は実刑判決 東京都足立区で覚醒剤を所持したなどとして、覚醒剤取締法違反(所持、使用)に問われた被告の公判で、東京地裁(赤松亨太裁判官)が「警察官による違法な所持品検査があった」と認定し、所持罪を無罪とする判決を言い渡していたことがわかった。二六日付の地裁判決によると、被告(三三)は二〇一九年四月、足立区内の駐車場で警察官の職務質問を受けた。その際、注射器が見つかり、被告は逃走。路上で転倒したところを警視庁西新井署の警察官ら一〇人超に取り囲まれ、改めて所持品検査を受けた。注射器の中身からは覚醒剤の成分が検出され

た。判決は、検査の経緯について『裁判所の令状が必要となる強制力の行使があつた』と指摘。同署員が被告の体を押さえ込む様子を撮影した捜査報告書を作成しているながら、検察官に提出せず隠し続けるなどとしたとし、『事実を糊塗ことしようとしたと評価されても仕方がない』と批判した。一方、覚醒剤の使用については有罪とし、被告に懲役二年二月(求刑・懲役三年)の実刑を言い渡した。」読売新聞オンライン二〇二二年三月三〇日二時三十分配信参照。

(62) 田村前注(10)、二七九頁参照。

(63) PIERCE, Jr., SHAPIRO, VERKUL, *supra* note 50, at 361.